

(会員用)

## 欠格事由非該当申出書

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの届け出にあたり、「協定書」第2章10に掲げる各事項に該当しないことを申出します。

令和 年 月 日

近畿厚生局長

殿

知事

柔道整復師氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(施術管理者)

住 所 \_\_\_\_\_

### 「協定書」第2章(抄)

#### (受領委任の登録)

- 10 甲と乙は、9の届出を行った会員について、次の事項に該当する場合を除き、受領委任の取扱いに係る登録を行い、登録年月日以後、受領委任の取扱いを認めること。また、その場合は、様式第3号により、丙を経由して登録された当該会員(以下「丁」という。)に登録した旨を通知すること。
- (1) 施術管理者である会員又は勤務する柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、原則として中止後5年を経過しないとき。
  - (2) 当該届け出を行った会員が勤務しようとする施術所の開設者がこれまで開設していた施術所の施術に関し、当該開設していた施術所に勤務していた柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、当該中止後、原則として5年を経過しないとき。
  - (3) 受領委任の取扱いの中止を受けた施術管理者に代えて施術所の開設者から施術管理者に選任された者であるとき。
  - (4) 不正又は不当な請求に係る返還金を納付しないとき。
  - (5) 二度以上重ねて受領委任の取扱いを中止されたとき。
  - (6) 施術管理者又は開設者が第8章41の指導を重ねて受けたとき
  - (7) 施術管理者又は開設者が健康保険法、同法第65条第3項第3号に規定する政令で定める国民の保健医療に関する法律又は柔道整復師法に違反し罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (8) 施術管理者又は開設者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (9) 施術管理者又は開設者が健康保険法第65条第3項第5号に規定する社会保険各法に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から3ヶ月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納している者であるとき。
  - (10) 受領委任の取扱いの中止を逃れるために登録を辞退して、その後しばらくして登録の届け出をしてきたとき。
  - (11) 指導監査を再三受けているにも関わらず、指示事項について改善が見られず、再届け出時を迎えたとき。
  - (12) その他、受領委任の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。